

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は土木施設維持管理の委託」を削る。

第四条第一項ただし書中「毎年度」を「隔年度に」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に五業種登録されている者が、当該名簿に登録された業種の一部を抹消し、当該業種と異なる業種を登録（以下この項において「業種入替」という。）した後も五業種登録されている場合は、当該名簿の有効期間内に業種入替することにより、一度抹消した業種を再度登録することができる。この場合において、登録する業種については、抹消する前と同一のものとし、資格審査は行わない。

第五条第四項中「建設工事の請負以外」を「設計・調査・測量」に改める。

第五条に次の一項を加える。

5 前条第一項本文、第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、土木施設維持管理に係る資格審査に準用する。

### 附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。